平成 25 年８月 12 日

各　位

会 社 名　　特種東海製紙株式会社
代表者名　　代表取締役社長　三澤　清利
（コード：3708、東証第一部）
問合せ先　　取締役社長室長　大島　一宏
（TEL. ０３－３２７３－８２８１）

# 大王製紙株式会社との業務・資本提携に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

特種東海製紙株式会社（以下「特種東海」）は、平成 25 年８月 12 日開催の取締役会において、大王製紙株式会社（以下「大王製紙」）と関係会社を含めた各分野での事業提携を推進することを確認し、両社の関係強化のため、資本提携および第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」）を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

Ⅰ．提携の概要

１．目的及び理由

近年の製紙業界は、国内市場の成熟化や人口の減少、高齢化ならびに事業関連市場のグローバル化等によって経営環境が大きく変化し厳しさを増してきております。

こうした状況の中、特種東海製紙グループは成長路線への転換を目指して、従来より同業他社や他産業と事業別に提携することも視野に入れながら、市場ニーズに素早く応える企業経営を行ってまいりました。

大王製紙グループとは、主として家庭紙分野において既に事業連携を進めてまいりました。この度、この協力関係を発展させ家庭紙事業の拡大や他事業分野で生産の最適化をさらに推進したいと考えております。また製品開発分野においても、大王製紙の持つ商品開発力や販売力と特種東海の持つ特殊な技術力を融合し、互いの強みを合わせて共同事業を展開することによって、更なる収益力向上を目指すこととといたしました。

これらの取組みをより強固に前進させるため、事業提携ならびに資本提携を実施することに合意したものであります。

２．業務提携の内容

次のような取り組みを進めてまいります。

① 平成 22 年３月より特種東海のグループ会社が大王製紙に古紙トイレットペーパーを OEM 供給してまいりました。さらに大王製紙の子会社が保有するトイレットペーパー加工設備を特種東海のグループ会社に移設し、古紙トイレットペーパーの生産を拡大する準備を進めておりますが、今後、この関係を発展させて生産体制を強化してまいります。

② 特種東海の持つナノセルロース技術と大王製紙が有する商品開発力を融合させることにより、付加価値の高い新製品(吸収体を用いた加工品)を共同開発してまいります。

③ 現在、特種東海は大王製紙の子会社(段ボール会社)が使用する段ボール原紙の一部を供給しております。その関係を更に発展させ、製品の輸送コストを考慮した地域生産の相互協力体制構築の可能性や、協力対象製品の追加等の関係強化を目指して協議を開始しています。

④ 上記①から③以外の事項についても幅広く事業提携の検討を進めてまいります。

３．資本提携の内容

特種東海による大王製紙株式の取得と、大王製紙による特種東海株式の取得を実施します。

① 特種東海による大王製紙株式の取得

特種東海は平成 25 年８月 13 日に、大王製紙株式 3,871 千株（発行済株式総数の 3.0%）を、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）の立会外取引（ToSTNeT-1）を通じて取得する予定です。直前１ヶ月間（平成 25 年７月 10 日から平成 25 年８月９日まで）平均値 623 円（円位未満切捨）を基準とし、同立会外取引の制約（直近値から上下７％以内）により、取得予定日前営業日の終値 575 円に対する上限７％以内である価額 615 円にて取得する予定です。

なお、大王製紙株式取得に伴う資金については全額自己資金にて対応する予定であり、本取得と下記②の自己株式の処分による差額については、前項「２．業務提携の内容①から③」によって年間８億円程度のキャッシュ・フロー改善効果を見込んでいることから、効果の順次発現で２年以内に回収の見込みです。

② 大王製紙による特種東海株式の取得

大王製紙は平成 25 年８月 29 日を払込期日とする特種東海による本自己株式処分により、直前１ヶ月間（平成 25 年７月 10 日から平成 25 年８月９日まで）平均値 204 円（円位未満切捨）にて特種東海株式 4,899 千株（発行済株式総数の 3.0%）を取得する予定です。

４．資本・業務提携の相手先の概要

後記「Ⅱ．第三者割当による自己株式処分　６．処分予定先の選定理由等　（１）処分予定先の概要」をご参照ください。

５．日程

| | | |
|---|---|---|
| ① | 取締役会決議 | 平成 25 年８月 12 日 |
| ② | 業務・資本提携に関する覚書締結 | 平成 25 年８月 12 日 |
| ③ | 当社による大王製紙株式買付日 | 平成 25 年８月 13 日 |
| ④ | 本自己株式処分期日 | 平成 25 年８月 29 日 |

６．今後の見通し

後記「Ⅱ．第三者割当による自己株式処分　８．今後の見通し」をご参照ください。

Ⅱ．第三者割当による自己株式処分

１．処分要領

| | |
|---|---|
| （１）　処　分　期　日 | 平成 25 年８月 29 日 |
| （２）　処　分　株　式　数 | 普通株式　4,899,000 株 |
| （３）　処　分　価　額 | １株につき 204 円 |
| （４）　資　金　調　達　の　額 | 999,396,000 円 |
| （５）　処　分　方　法 | 第三者割当の方法によります。 |
| （６）　処　分　先 | 大王製紙株式会社 |
| （７）　そ　の　他 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としております。 |

２．処分の目的及び理由

前記「Ⅰ．提携の概要　１．目的及び理由」に記載のとおり、特種東海と大王製紙は両社の強みを生かした取組みをさらに強固且つ前進させるため資本提携することで合意しました。今後、両社の信頼関係を構築し、事業の発展や収益力向上に資するため、大王製紙に対し第三者割当により自己株式処分を行うことといたしました。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

| | |
|---|---|
| ①　払込金額の総額 | 999,396,000 円 |
| ②　発行諸費用の概算額 | 250,000 円 |
| ③　差引手取概算額 | 999,146,000 円 |

（２）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 999,146,000 円につきましては、「Ⅰ．提携の概要　１．目的及び理由」に記載の通り、特種東海の経営戦略に基づく処分予定先である大王製紙との関係強化を主目的とするものであり、平成 26 年３月迄を目処として、大王製紙との取組みを進めている家庭紙分野等での製品開発や、最適生産のための投資に伴い、特種東海が調達した短期借入金の返済に８月末日をもって全額充当する予定です。なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行口座で管理いたします。

４．資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は特種東海の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

５．処分条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額の算定に際しては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分にかかる取締役会決議の直前１ヶ月間（平成 25 年７月 10 日から平成 25 年８月９日まで）の東京証券取引所における特種東海株式の終値の平均値 204 円（円位未満切捨）といたしました。

なお、直前１ヶ月間の特種東海株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額 204 円については、本自己株式処分の実施を決議した取締役会の開催日である平成 25 年８月 12 日の前営業日（平成 25 年８月９日）の特種東海普通株式の終値 202 円との乖離率が +1.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、直近３ヶ月間（平成 25 年５月 10 日から平成 25 年８月９日まで）における特種東海株式の終値平均値 200 円（円位未満切捨）との乖離率が+2.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、直近６ヶ月間（平成 25 年２月 12 日から平成 25 年８月９日まで）における特種東海株式の終値平均値 207 円（円位未満切捨）との乖離率が-1.4%（小数点以下第二位を四捨五入）、となり特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役３名（うち２名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

（２）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分で決議している第三者割当による自己株式の処分株式数は 4,899,000 株であり、本自己株式処分前の特種東海普通株式の発行済株式総数 163,297,510 株の 3.0%（平成 25 年３月 31 日時点の総議決権数 142,303 個に対する割合は 3.44%）に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。しかしながら、大王製紙との業務提携を円滑に推進することを目的に行うものであることから、特種東海の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

６．処分予定先の選定理由等

（１）処分予定先の概要

| | |
|---|---|
| ① 名称 | 大王製紙株式会社 |
| ② 所在地 | 愛媛県四国中央市三島紙屋町２番 60 号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　　佐光　正義 |
| ④ 事業内容 | 紙・板紙・パルプ及びその副産物の製造加工並びに販売ほか |
| ⑤ 資本金 | 30,415 百万円（平成 25 年３月 31 日現在） |
| ⑥ 設立年月日 | 昭和 18 年５月５日 |
| ⑦ 発行済株式数 | 129,018,785 株（平成 25 年３月 31 日現在） |
| ⑧ 決算期 | ３月 31 日 |
| ⑨ 従業員数 | 7,348 人（連結）（平成 25 年３月 31 日現在） |
| ⑩ 主要取引先 | 東京紙パルプ交易、伊藤忠紙パルプ、シロキ |
| ⑪ 主要取引銀行 | 三菱東京ＵＦＪ銀行、あおぞら銀行、伊予銀行、農林中央金庫 |
| ⑫ 大株主及び持株比率 | （平成 25 年３月 31 日現在）<br>北越紀州製紙株式会社　19.59%<br>愛媛製紙株式会社　4.13%<br>カミ商事株式会社　3.64%<br>株式会社伊予銀行　3.64%<br>（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）<br>大王海運株式会社　3.57%<br>株式会社愛媛銀行　3.12%<br>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　2.52%<br>兵庫製紙株式会社　2.44%<br>兵庫パルプ工業株式会社　2.13%<br>農林中央金庫　2.02% |

⑬ 当事会社間の関係　（平成 25 年３月 31 日現在）

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 当該会社である大王製紙は、特種東海普通株式 2,730 株（発行済株式総数の 0.00%）、及び特種東海子会社である明治製紙株式会社の普通株式 2,000 株（発行済株式総数の 5.85%）を保有しております。<br>※子会社である明治製紙株式会社は、平成 25 年６月に特種東海を引受先とする第三者割当増資を行っており、大王製紙が保有する普通株式 2,000 株の発行済株式総数に対する比率は 1.58%となっております。 |
| 人的関係 | 特種東海と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、特種東海の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 特種東海は処分予定先及び処分予定先のグループ会社と家庭紙分野及び板紙分野において一部事業提携を行っております。 |
| 関連当事者への該当状況 | 当該会社は、特種東海の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、特種東海の関連当事者には該当しません。 |

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態

| 決算期 | 平成 23 年３月期 | 平成 24 年３月期 | 平成 25 年３月期 |
|---|---|---|---|
| 連結純資産 | 115,191 | 97,313 | 107,969 |
| 連結総資産 | 672,386 | 596,425 | 659,112 |
| １株当たり連結純資産（円） | 691.96 | 680.29 | 821.21 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 連結売上高 | 410,159 | 408,985 | 407,362 |
| 連結営業利益 | 13,377 | 10,483 | 11,577 |
| 連結経常利益 | 5,665 | 4,748 | 6,637 |
| 連結当期純利益 | △18,234 | △5,321 | 15,109 |
| １株当たり連結当期純利益(円) | △147.27 | △43.13 | 126.51 |
| １株当たり配当金(円) | 8.5 | 8.5 | 8.5 |

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※処分予定先は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」において、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とするとの記載を確認しており、処分予定先が暴力団等である事実、暴力団等が処分予定先の経営に関与している事実、処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切ないものと判断しております。

（2）処分予定先を選定した理由

処分予定先を選定した理由につきましては、前記「Ⅰ．提携の概要　１．目的及び理由」をご参照ください。

（3）処分予定先の保有方針

特種東海は、処分予定先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、今回の業務・資本提携覚書を契機とした一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを口頭にて確認しております。また、特種東海は、本自己株式処分の払込期日（平成25年８月29日）から２年間において、処分予定先が本自己株式処分にて取得した特種東海株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに特種東海に書面にて報告すること、特種東海が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、処分予定先との間で確約書を締結する予定です。

（4）処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先の第102期有価証券報告書（平成25年６月28日提出）に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、売上高等の状況を確認した結果、処分予定先は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

７．処分後の大株主及び持株比率

| 処分前（平成25年３月31日現在） | | 処　分　後 | |
|---|---|---|---|
| 三菱商事㈱ | 8.45% | 三菱商事㈱ | 8.45% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） | 3.92% | 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） | 3.92% |
| ㈱静岡銀行 | 3.53% | ㈱静岡銀行 | 3.53% |
| 中央建物㈱ | 3.37% | 中央建物㈱ | 3.37% |
| 新生紙パルプ商事㈱ | 3.08% | 新生紙パルプ商事㈱ | 3.08% |
| 特種東海製紙取引先持株会 | 2.57% | 大王製紙㈱ | 3.00% |
| ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行 | 2.27% | 特種東海製紙取引先持株会 | 2.57% |
| 王子ホールディングス㈱ | 1.84% | ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行 | 2.27% |
| ㈱竹尾 | 1.60% | 王子ホールディングス㈱ | 1.84% |
| 日清紡ホールディングス㈱ | 1.59% | ㈱竹尾 | 1.60% |

（注）１．処分前（平成 25 年３月 31 日現在）に、特種東海は自己株式 12.09％を保有しておりますが、上記には含めておりません。
２．処分後の大株主及び持株比率については、平成 25 年３月 31 日現在の株主名簿を基準としており、特種東海の自己株式は 9.09％となります。

８．今後の見通し

今回の自己株式の処分は資本取引であり、平成 26 年３月期連結業績への影響は軽微でございますが、大王製紙との関係強化による事業の発展や拡大により、中長期的には企業業績の向上に繋がるものと考えております。

（企業行動規範上の手続き）

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25％未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

| | 平成 23 年３月期 | 平成 24 年３月期 | 平成 25 年３月期 |
|---|---|---|---|
| 連結売上高 | 79,363 百万円 | 77,674 百万円 | 75,564 百万円 |
| 連結営業利益 | 3,839 百万円 | 3,271 百万円 | 4,169 百万円 |
| 連結経常利益 | 3,750 百万円 | 3,988 百万円 | 4,208 百万円 |
| 連結当期純利益 | 839 百万円 | 38 百万円 | 2,468 百万円 |
| １株当たり連結当期純利益 | 5.27 円 | 0.24 円 | 17.27 円 |
| １株当たり配当金 | 5.0 円 | 5.0 円 | 5.0 円 |
| １株当たり連結純資産 | 372.62 円 | 396.15 円 | 412.68 円 |

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年３月 31 日現在）

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|---|---|---|
| 発行済株式数 | 163,297,510 株 | 100.0％ |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 592,000 株 | 0.4％ |

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

| | 平成 23 年３月期 | 平成 24 年３月期 | 平成 25 年３月期 |
|---|---|---|---|
| 始値 | 241 円 | 181 円 | 191 円 |
| 高値 | 269 円 | 211 円 | 238 円 |
| 安値 | 130 円 | 138 円 | 165 円 |
| 終値 | 182 円 | 190 円 | 214 円 |

② 最近６ヶ月間の状況

| | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 始値 | 221 円 | 220 円 | 216 円 | 213 円 | 198 円 | 200 円 |
| 高値 | 225 円 | 233 円 | 222 円 | 222 円 | 200 円 | 210 円 |
| 安値 | 204 円 | 214 円 | 200 円 | 198 円 | 181 円 | 196 円 |
| 終値 | 220 円 | 214 円 | 213 円 | 200 円 | 198 円 | 198 円 |

③　発行決議日前営業日における株価

| | 平成 25 年８月９日 |
|---|---|
| 始　　値 | 201 円 |
| 高　　値 | 203 円 |
| 安　　値 | 201 円 |
| 終　　値 | 202 円 |

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

10. 処分要項

（1）処分期日　　平成 25 年８月 29 日
（2）処分株式数　　普通株式　4,899,000 株
（3）処分価額　　１株につき 204 円
（4）処分価額の総額　　999,396,000 円
（5）処分方法　　第三者割当による処分
（6）処分先　　大王製紙株式会社
（7）処分後の自己株式数　　14,837,412 株
（8）その他　　上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としております。

(注) 処分後の自己株式数は、平成 25 年４月１日以降の単元未満株式の買取買増による変動数およびストックオプション行使による変動数は含めておりません。

以　上